

契 約 書 (案)

- 1 業務名 あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託
- 2 業務内容 別紙「あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室展示室運營業務委託仕様書」による。
- 3 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

契約金額の内訳	
令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの分	円
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの分	円
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの分	円
令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までの分	円
- 4 履行期間 令和 6 年 1 0 月 1 日から
令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 5 契約保証金 愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に準じ、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号いずれかに該当する場合は全額免除とする。
- 6 その他特約事項 別記として添付する。

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室運営協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 6 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室運営協議会
代表者 会長 矢野 剛史

乙 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に準じ、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第4条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第5条 甲は、月毎に乙の履行が完了したときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第6条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、月毎の履行完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

る。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

5 令和7年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定

した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第10条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与し

ている者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等
その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業
所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴
力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」
という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員で
はないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ち
ながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」
という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」
という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与して
いる法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若し
くは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな
ど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知り
ながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償
を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責
を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるもの
をいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がな
いにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当な
ものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲
に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認め
られる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手
方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第13条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第14条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解
決を図るものとする。

(協議)

第15条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に

決定する。

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託 仕様書

- 1 件 名 あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託
- 2 業務場所 名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号
名古屋市科学館生命館地下 2 階サイエンスホール内
展示室面積：約 300 m²
ホワイエ面積：約 250 m²
- 3 業務要旨 あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室（以下「記念室」という。）において、あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室運営協議会（以下「協議会」という。）の指示に従い、展示室利用時の展示案内及び実演、ホール利用時の受付、司会及び機器操作補助、利用形態の切替その他記念室の運営等に係る業務を行う。
- 4 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- 5 業務日及び業務時間
 - (1) 業務日 名古屋市科学館の開館日とする。詳細は別紙 1「あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運營業務委託指示書」（以下「指示書」という。）参照。
 - (2) 業務時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
※開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（入館は 4 時 30 分まで）。
- 6 運營業務内容
詳細は指示書を参照すること。
 - (1) 開館時間（午前 9 時 30 分）までに、展示室の来室者カウンターリセット、当日の事業案内、実演時間及びテーマ等の案内の掲示、実演シフトの担当確認等を行う。
 - (2) 閉館時間（午後 5 時）後、来室者数・実演参加者数などの集計及び報告を行う。また、翌日の利用形態（展示室形態又はホール形態）が異なる場合は、形態の切り替えを行う。
 - (3) 展示室利用時は、展示室内及びホワイエを巡回し、来室者への展示案内を行う。
 - (4) 協議会が指定する時間及び回数の実演を行う。
 - (5) 実演に係る消耗品等を台帳により管理し、毎月末に協議会に提出する。また、消耗品等の補充及び交換等が必要な場合は、速やかに協議会に報告する。
ただし、実演に係る消耗品等は協議会から支給する。
 - (6) 展示品に不具合が発生した場合等、必要に応じて速やかに協議会及び協議会が指定する展示品維持管理事業者に報告する。
 - (7) ホール利用時は、協議会又は利用主体の事業者等の指示に従い、受付、司会及び機器操作補助等の業務を行う。
 - (8) 展示室に関する広報の業務補助を行う。
 - (9) 業務日毎に、業務日誌を協議会に提出する。
 - (10) 毎月 1 回、協議会に対して業務に関する定例報告を行う。
 - (11) 業務遂行上不明な点がある場合は、協議会に連絡し、その指示に従う。

7 準備業務内容

協議会の指示に従い、以下の業務を行う。

- (1) 展示室運営の準備業務
 - ・実験道具の整理収納
 - ・実験材料の加工及び仕分け
 - ・実演プレゼンテーション資料の調整、動作確認
 - ・実演装置の試験運転
- (2) 展示室管理の準備業務
 - ・来室者数記録台帳の作成
 - ・業務報告台帳の作成
 - ・実験参加者記録台帳の作成
 - ・実演プログラム紹介のポップ製作
- (3) 各種業務に対する改善案の提案
- (4) その他協議会が必要と認める業務

8 業務体制

- (1) 配置数は2ポストとする。ただし、ホールの利用形態切替時は、安全を確保するため3ポストが望ましい。
- (2) 本業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、来館者等に対して適切な対応を行うことができる者で、以下に示す者とする。
 - ア 従事者のうち、現場責任者を1名以上選任するものとする。現場責任者は、週4日以上業務に従事するものとする。
 - イ 現場責任者は、博物館、博物館相当施設又は科学館等で2年以上の常勤勤務経験（展示案内、展示説明、ガイドツアー、博物館等事業の講師・講師補助等の業務）を有するものとする。
 - ウ 現場責任者以外の従事者は、本業務を遂行できる十分な知識と経験を有する者とし、以下に掲げる知識と経験を有する者とするよう努めるものとする。
 - ・科学実演に関する知識と経験を有する者
 - ・受付、司会等の知識と経験を有する者
 - ・ホールの照明・音響等機器の操作経験を有する者
- (3) 受託者はあらかじめ従事者名簿を作成し協議会に提出し、協議会から事前の承認を得ること。従事者を変更する場合も同様とする。
- (4) 従事者に事故があった時は、展示室の運営に支障が生じないよう速やかに代替の人員を確保すること。
- (5) 従事者が着用する作業服は受託者が調達するものとし、デザイン等については、協議会から事前に承認を得ること。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに毎月の請求予定金額一覧を作成し、1部提出すること。
- (2) 従事者の控室、控室内電話及び館内移動電話は、協議会が指定し、貸与する。
- (3) 展示室又はホールの利用形態の切り替えは、展示品及び什器等を傷つけることのないよう、十分注意すること。

- (4) 本業務を行うにあたって、火災その他の事由により記念室及び名古屋市科学館の施設及び設備等に損害を与えることのないよう、十分注意すること。
- (5) 受託者の故意又は重大な過失により生じた損害については、受託者がこれを賠償する。
- (6) 名古屋市科学館が実施する防災訓練（年 2 回、名古屋市科学館休館日を予定。）には努めて参加すること。
- (7) 名古屋市科学館が実施する実演実験研修（年 1 回程度、名古屋市科学館休館日を予定。）には努めて参加すること。
- (8) その他、本仕様書及び指示書に定めのないことについては、協議会と受託者が協議の上決定する。
- (9) 本業務を行うにあたっては、別紙 2 「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室 展示室運営業務指示書

1 目的

あいち・なごやノーベル賞受賞者記念室の展示室運営業務に必要な事項を定め、来室者が自然科学分野のノーベル賞に関する理解を深め、科学を学ぶ行動に資することを目的とする。

2 業務の心得

- (1) 来室者の「安全・安心」をつねに心掛けて業務に従事すること。
- (2) 業務に従事する時は、常に服装や言動は配慮すること。
- (3) 来室者および協議会職員等に対する応接は明瞭に行うこと。
- (4) 来室者が科学を学ぶために良い環境を創出するように心掛けること。
- (5) 来室者の視点で必要な案内、助言を心掛けること。
- (6) 控室や部品保管場所等を含め、整理整頓・清潔を心掛けること。
- (7) 問題解決にあたっては、早期対応を心掛けること。

3 業務日及び業務時間

(1) 業務日

下記の休館日を除く名古屋市科学館開館日とする。

令和6年度契約期間中 145日間

令和7年度契約期間中 296日間

令和8年度については、295日間を予定として別途指示する。

令和9年度については、151日間を予定として別途指示する。

<休館日>

毎週月曜日（祝日の場合は、その直後の平日）

毎月第3金曜日（祝日の場合は、第4金曜日）

年末年始 12月29日～1月3日

ただし、臨時開館日と臨時休館日については変更する場合がある。

また、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難な場合、受託者の責によらないものとして、業務履行の義務を免除することがある。

(2) 業務時間

午前9時から午後5時30分までとする。

4 業務内容範囲（一般事項）

(1) 展示室巡回

- (2) 展示品使用方法の助言
- (3) 実演の実施
- (4) 実演消耗品等の管理、及び管理台帳の作成
- (5) 来室者数管理
- (6) 展示 ホール 切り替え
- (7) 受付 司会 機器操作補助
- (8) その他、展示運営業務に必要な業務

5 業務内容範囲（特記事項）

(1) 実演（別添1 参照）

場 所：実験コンテナ付近

演 者：基本1ポストで対応

回 数：1日あたり2回～4回（平日と休日で異なる）

時 間：1回あたり20分程度

対 象：小学3年生以上～大人

人 数：1回あたり5人程度

演 目：8種類の中から選択

（別添1から選択するが、実演実験演目が追加となる場合は協議会の指示に従うこと）

その他：準備、片付け、実演道具の管理、参加呼びかけ・整列・誘導等

実演にあたっては、担当学芸員のチェックを受けるとともに、スタッフ間での研修など、資質向上に努めること。

(2) 展示 ホール切り替え

・見学者の退出誘導

・展示の収納準備

① 展示品の電源off コンセント外しを展示維持担当に依頼

② 展示関係品（シートなど）を外し片付ける

・展示品の移動

① 島什器（12個）格納場所に手動で収納

② 実験コンテナ 企画展示コンテナ 自走ユニットを操作して収納

・ロールバックチェアの送出

① 操作担当者 と 目視安全確認担当者

② 側面フェンス等のセット

③ 組み立て椅子のセット

★ホール 展示の切り替えは逆手順

(3) ホール使用時の事業補助

事業実施者との調整を行い、指示を受け、下記の補助業務を 2 ポストの範囲で行う。

- ・受付

- ・司会

司会やその補助、質疑応答のマイク係等を行う。

- ・機器操作補助

コンソール内、または可搬式の演台に設置した操作卓において、①映像切替、②音響、③照明の操作補助を行う。

- ・協議会の指示により、ホワイエに一部展示を設置する。その際には来場者をカウントし、さらに協議会の指示により、ホワイエにて実演を行う。

(4) その他運用

- ・記念室入口のカウンター

入室者数の計測のため、毎日カウンターのリセットおよび目視による確認と記録を行うこと。

- ・取扱説明書

個々の展示品②ロールバックチェア操作③照明機器操作④音響機器操作等の取扱説明書一式を控室に貸与常備する。

- ・来館者からの問い合わせ対応

名古屋市科学館の館内の展示、イベントなどの情報について、来館者からの問い合わせに対応すること。

- ・パンフレットやチラシの管理、補充

- ・機器不具合をはじめ、トラブル発生時には、すぐに報告すること。

(別添1)

実演実験演目 8種類

	テーマ	概要・目的
1	鏡にうつった姿は？	ブロックを組み合わせて鏡合わせの形（鏡像）の立体構造について学ぶ。
2	沈めてみよう～浮力の実験～	浮力と重さに関する物理実験を通して、理論と実験の関係について学ぶ。
3	三角形の面積を半分にしよう	表題の問題に取り組み理論物理学における数学の重要性を体験する。
4	ウミホタルを光らせよう	乾燥ウミホタルを使った実験で、生きものの発光のしくみを学ぶ。
5	結晶をつくる	ミョウバンの結晶づくりの過程を段階ごとに再現し、そのでき方を知る。
6	色からみる光の仕組み	色の3原色と光の3原色の実験から白色の光の秘密を学ぶ。
7	アミノ酸ならべ	20種類のアミノ酸が描かれたトランプで、タンパク質との関係を学ぶ。
8	切っても切れない電池と回路	電子部品の入ったブロックを使って電池と回路の関係を学ぶ。

上記機器操作ができること。実演内容を理解して説明できること。

なお、実演実験演目については今後追加することがある。

実演実験（結晶をつくる）の様子



実演回数

（平日）… 2回

11:00～

15:00～

（休日：土日祝及び小中学校の長期休業期間）… 3回

11:00～

14:00～

15:00～

（お盆などの繁忙期）…協議の上、4回とする場合がある

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。